

第16回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース
議事概要

1. 日時：令和3年9月21日（火）15:00～17:00

2. 場所：※オンライン会議

3. 出席者：

（委員）大林ミカ、高橋洋、原英史、川本明

（政府）藤井副大臣、井上審議官

（事務局）村瀬室長、吉岡次長、山田参事官

（ヒアリング）

<洋上風力発電の導入拡大に向けた規制・制度の在り方について>

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 茂木部長

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 能村課長

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 風力政策室 石井室長

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 小川課長

大臣官房審議官（産業保安担当） 苗村審議官

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課 田上課長

国土交通省 大臣官房 遠藤技術参事官（港湾局担当）

海事局 宮武次長

海事局 船員政策課 谷口課長

海事局 外航課 宮沢課長

海事局 検査測度課 小磯課長

海事局 海洋・環境政策課 伊藤調整官

港湾局 海洋・環境課 中原課長

港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室 大岡室長

環境省 大臣官房 環境影響評価課 西村課長

農水省 水産庁 計画課 田中課長

一般社団法人日本風力発電協会 加藤代表理事

中村専務理事

斉藤理事・企画部長

RWE Renewables Japan合同会社 加藤日本代表兼社長

内藤エンジニアリング・マネージャー

4. 議題：

（開会）

洋上風力発電の導入拡大に向けた規制・制度の在り方について

（閉会）

5. 議事概要：

○山田参事官 ただいまから、第16回再エネ規制総点検タスクフォースを開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中のところ御参加いただき、誠にありがとうございます。

本タスクフォースは、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、オンライン会議としております。

また、本タスクフォースは、内閣府規制改革推進室のユーチューブチャンネルにおきまして、オンライン中継を実施いたしております。御視聴中の方は、動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

本日は、藤井副大臣に御出席いただいております。

河野大臣は御欠席ですが、大臣からの冒頭の御挨拶を頂戴しておりますので、私が代読させていただきます。

本日は、洋上風力発電の導入拡大に向けた規制・制度の在り方について御議論させていただきます。2030年度の新たな温室効果ガス削減目標や、2050年のカーボンニュートラル社会実現に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大は必要不可欠であり、中でも大量導入、コスト低減、経済波及効果が期待される洋上風力発電はその切り札とも言えます。

昨年末以降、関係省庁の皆様におかれましては、本格的に洋上風力発電を導入拡大するために、様々な対応策を急ピッチで講じていただいておりますが、最大限の導入に向けては、日本版セントラル方式の改良や洋上風力に係る系統接続の改善等、もう一步、規制・制度見直しに踏み込むべき論点が幾つか存在すると考えています。

御出席いただいております各省庁の皆様には、できない理由ではなく、どうすれば解決できるのかという観点に立って建設的な御議論をお願いできればと思います。

本日も、御審議、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、藤井副大臣から一言御挨拶をお願いいたします。

○藤井副大臣 内閣府副大臣の藤井比早之です。

第16回再エネタスクフォースということで、これは河野大臣は本当に思い入れを持ってやっておられるタスクフォースでございます。今回はやむなく欠席ということで、私が代理をさせていただきますけれども、闊達な意見を本当によろしく願い申し上げたいと思います。

本日は、日本風力発電協会、事業者を代表してRWE Renewables Japan、国土交通省、経済産業省、環境省、農林水産省の皆様におかれましては、誠にありがとうございます。

この再生可能エネルギータスクフォースによりまして、この1年間で再エネをめぐる規制改革については目覚ましい進展があったと感じております。規制改革実施計画の448項目中、再生エネルギー分野で130項目も取り上げられているというところに、これは象徴されるころだと思っておりますけれども、今回議論される洋上風力につきましては、特に将来の

エネルギー供給の柱の一つになるものと期待されているところでございます。

カーボンニュートラル自体が世界的な課題であり、我が国のエネルギー政策における洋上風力の重要性はますます高まっていくことでしょう。本日は、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、活発に御議論いただければと存じます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

○山田参事官 藤井副大臣、ありがとうございました。

本日、御発言される方はマイクをオンにして、御発言される時以外はマイクをミュートにし、出席者はカメラをオンでお願いいたします。ハウリングを避けるため、イヤホン使用に御協力ください。

議題に入ります前に、最初に私のほうから、先日7月2日のタスクフォースにおきまして、バイオマス発電等の再エネ拡大に向けた廃棄物リサイクル法制の在り方を議論いたしましたけれども、そのフォローアップを簡単に報告させていただきます。

資料1を御覧ください。私のほうから、主な点のみ簡潔に御紹介いたします。

まず、1. バイオマスのエネルギー利用目標、1ページの一番上のところでございます。バイオマスのエネルギー利用目標については、今年度中に改定予定の次期バイオマス利用推進基本計画において、バイオマスのエネルギー利用に関する目標の設定について検討するという回答を農水省からいただいております。

続きまして、2. 廃掃法の見直しのところでございますが、4ページ目の一番上のところを御覧ください。こちらは、河野大臣からも言及のありました一般廃棄物、産業廃棄物の混合収集及び混合処理についてでございます。こちらについては環境省から、一廃と産廃の混合収集・処分については原則可能である旨を自治体に9月までに周知徹底するという回答をいただいております。

続きまして、3. 「廃棄物」該当性基準の明確化ということで、7ページの真ん中辺りでございます。バイオマスの発電燃料等に関する廃棄物該当性について、判断事例集をつくってくださいということでございます。こちらについては、令和3年12月までに事例集を更新し、公表する。そして、環境省が相談を受け付ける体制をつくるという報告をいただいております。

8ページ、9ページを御覧ください。食品リサイクル法の見直しに関してでございます。こちらは、まずバイオマス活用推進基本計画は、先ほど申し上げたように目標を今年度末までに改定するというので、その目標を踏まえた上で、来年度上期を目途に改正予定の次期食品リサイクル基本方針の議論の中で、併せて各論点を検討していくという回答をいただいております。

10ページを御覧ください。6. 事業系一般廃棄物の処理の手数料に関する問題ということです。これは事業系一般廃棄物の処理の手数料が安いので、リサイクルされずに流れていってしまうという問題でございますけれども、10ページの箱でございます。こちら環境省から、令和3年度中に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を改訂して、原価相当の料

金徴収をすることが望ましい旨を周知するというところで回答をいただいております。

7ポツ以降は割愛させていただきます。

主な議論は以上でございます。

それでは、よろしければ、次に本日の議題であります、洋上風力発電の導入拡大に向けた規制・制度の在り方について議論をします。

まず、一般社団法人日本風力発電協会から、10分以内で御説明をお願いいたします。

○日本風力発電協会（加藤代表理事） 日本風力発電協会でございます。

本日は貴重な機会をいただきましてありがとうございます。時間が限られておりますので、早速議題に入りたいと思います。

まず、スライドの2ページ目でございます。

これは、昨年、官民協議会で発表いたしましたとおり、主力電源化に向けてというところをまとめたものでございまして、おおむねこのような形で進んでおります。

ただ、今の状況は、対外的に日本の洋上風力市場の蓋然性を示すということもあって、政府の導入目標をコミットしていただきました。そういう形で進んでいる。実際は、ルールの整備と実事業の同時進行というのが今の状況でございます。

そのために、5月に実施されました公募につきましては、発電事業者の方から種々改善希望の項目というのも出ておまして、まさに走りながらルールの整備をしているというのが現状でございます。

特に、公募の関係では、次回の第2ラウンドの関心というのが非常に高まっております、改善希望などが協会に相当届いております。これにつきましても、関係省庁、エネ庁さんとも既に意見交換をさせていただいていて、順調に進んでいる。当初の目論見どおり、実物の入札というものとルールの整備を並行しながら進めるというのが、今年から順調に動いているというのが今のところでございます。

大臣のほうからもございましたセントラル方式ということについては、言葉が先走っている感じがございまして、具体的な概念が共有されていないという懸念が若干ございます。いろいろところで議論が出るのですけれども、若干誤解もあるのではというところもございまして、本日は協会として提案しております日本でやっていただきたいセントラル方式というものの趣旨と課題を次のページから説明したいと思っております。

我々は、この4つがセントラル方式と言うと入ってくるかと思っておりますので、一つ一つ状況を説明したいと思っておりますが、簡単に最初に概要だけ言いますと、我々が主張しております、国が画一的に決めて進めていただきたいというものについては1～3でございます。4につきましてはちょっと特殊で、漁業などがありますので、後で説明しますけれども、協会が進めている日本版セントラル方式ということについては、1～3について早くルールを決めて、入札が公平にできるようにというところでございます。

1番の案件形成のところでは、有望区域、促進区域の指定というところではございますが、1年に1ギガワットを2030年までやる。これは市場形成。洋上風力の産業がございません

ので、市場をつくっていく段階という位置づけで、確実にプロジェクトが実施されるということが大事で、こういう目標を置いております。

この目標に関して、先日も、有望地域、あるいはもう少し広げて準備の進んでいる地域というのが発表がございましたけれども、それをもう少し具体化してプロジェクトのパイプラインという形で事業者にも見える、第3ラウンド、第4ラウンド、第5ラウンドと、そういう形にしていこうというのが今議論をしているところでございます。それをやることによって、系統の整備、あるいはその地域での港湾の整備というものも時間的に遅れないようにできるということで、そこの促進区域の指定というのは、案件の場所はいろいろなところが出ておりますので、今からはそういうパイプラインにしてインフラの整備とも合致した形で進めていくということでやっているというのが今の状況でございます。

2番目の必要十分な実海域での事前調査データの開示ということでございますけれども、これはここにも書いておりますが、国が行う公募でございますので、全公募者がそのデータに基づいて公平に精度の高い積算ができると。基づいているデータは皆さん同じで、あとはコストの詰め方、積算の仕方というところで当然価格に差がつくのでしょうけれども、データについては信頼性の高い必要十分なデータ、積算に耐え得るデータを出すべきということで、これがないとなかなか国の公募は成立しないのではないかと。

というのは、価格のレベルが、現状のところでは既にサイトで調べておられる方でよく知っている方もおられますし、公募についていた地盤のボーリング1か所のデータで見積もられた方もおられる。そうすると、価格の評価をどういう形でするかということも大きな問題が残りますので、そういうことのないように、公平で必要十分なデータ、ボーリングのデータ、あるいはCPTのデータ、海象、気象のデータというのは国が準備してやっていただく。これがオランダなんかでも同じように国が提供しているデータでございますので、ぜひやっていただきたいと進めているところでございます。

これにつきましては、先日も発表がございましたけれども、国の実証実験ということで既に予算を取っていただいて、3か所の場所も発表がございましたので、すぐ来年、今年というわけにはいきませんが、そこを経て、4ラウンドなのか、5ラウンドなのか分かりませんが、できるだけ早い段階で公平なデータの共有ができる。それによって一番リスクが大きい海底地盤の調査が、今いろいろなところで重複をしたり、あるいはできない業者がいたりして不公平感がございますけれども、そういうところは一つの国から提供されるデータで見積りが行われる。非常に単純で、競争力のある入札が実現するのではないかと考えておまして、これを必要な条件としてセントラル方式という中に含めております。

もう一つは、発電／送配電の責任分界点。これにつきましては、欧州ではもう発送電の分離、アンバウンダリングというのがあります。次のページを見ていただくと分かりやすいかと思うのですが、発電所と送電線の責任分界点といいますのは、いわゆる発電所の送電端という言葉で言うと分かりやすいかと思っておりますけれども、この赤で囲まれた左

の部分で、左にございます英国の場合は、事業者が陸上までの海底の送電線を建設するのですが、それは自分のプロジェクトに合わせて建設するというのでやるのですけれども、アンバウンダリングの原則ということで、プロジェクトが運転を開始するという段階では送電会社に買い取ってもらうということになっています。

オランダの場合は、その海底の送電線というのはもう完全に分離した形で、国側が発電所の近くまで送電線を引いてくるということで、これは送電の建設とプロジェクトの実現のタイミングを合わせるということが必要でございますが、オランダの場合はある地域をコンセッションという形で一事業者にやっておらずに、国が決めた一つの場所に事業者を呼んで応札をすることで決めますので、必然的に系統までを建設と。英国方式がうまくなじみませんので、系統は国が合わせた時期に建設をする。

日本の洋上近傍で今進んでおります公募というのは、どちらかというオランダのケースに近い形で進んでおりますので、我々としまして今お願いしているのは、この責任分界点というところを同じ形でやっていただきたい。これによって洋上風力の建設ということに集中ができますし、スコープも標準化されるということで、コストダウンも進みますし、スムーズな建設にもつながりますので、日本でも発送電分離が行われておりますので、速やかに欧州並みにやっていただきたい。

ちなみに、欧州で発電原価を6円とか5円と言っていますけれども、それはこの集電所、水色の部分を言っておりまして、日本で入札をするときに、前回の5月は29円という上限価格がございましたが、それは連系点まで結んでいるところのコストを含めて29円ということになっています。

プロジェクトによっては、陸上の送電線が10キロぐらいで済むところもありますし、今回ありましたけれども、秋田の例では60キロ近く引かないといけない。そうすると、数百億円のコストの差が出たりしますので、やはり発電原価を明確に比較する。そういうところを確実に下げるという意味でも、この責任分界点は非常に重要だということで、この責任分界点の話をしております。

前のページに戻っていただいて、次に4番目、地元との合意形成でございます。オランダのオークションでは、政府が環境アセス、漁業との調整などをして、ゾーニングをして、先ほど言いましたように、この場所で建設をするコストの値段を出しなさいという形でやっております、それをオランダのセントラル方式と呼んでいたわけですが、我が国の漁業というのはまた特殊で、欧州のそれとは全然違います。日本の漁業というのはもう文化そのものでございますし、海洋産業の非常に重要な部分で、またこれが地域ごとに違う状況というのもございますので、漁業に関しては地域との合意ということに関しましては、地域の実情に合わせてやっていくことが必要ではないかと思っております、この点については日本でセントラル方式を進めるということについては、我々は政府のほうで全部決めていただきたいという提案はしておりません。これがセントラル方式の現状と課題でございます。

次が組織ということでございます。2050年に向けてカーボンニュートラルの実現ということは、まさに化石燃料主体のエネルギー社会との決別、エネルギーのパラダイムシフトが必要ということでございますので、旧来の組織のままで行くかどうかというところは我々も甚だ疑問を持っておりまして、少し英国の例を御紹介したいと思います。

今までの英国の関連省庁の柔軟な変遷、変化を見ていますと、やはり低炭素社会の実現、とりわけ洋上風力の導入を念頭にして、当時金融に特化していた英国を、ものづくり、技術の社会へ改変を狙っているというような、用意周到なイギリスらしい国家デザインがあったのではないかと感じています。

2007年にDTI(Department of Trade and Industry)、貿易産業省というのがBRR(Business, Enterprise and Regulatory Reform)、これは日本語ではビジネス・企業・規制解消省というのだと思いますが、それに変わる。2009年には、このBRRがDIS(Department for Innovation, Universities and skills)、イノベーション・大学・技術というところになって、2009年にはそれがBIS(Business, Innovation and Skills)、ビジネス・イノベーション・技能というところと一緒にになった。そのBISが今度はDECC(Department of Energy and Climate Change)、エネルギー・環境省ですけれども、そこと一緒にになって、2016年に今のBEIS(Business, Energy and Industrial Strategy)、ビジネスとエネルギーと産業戦略ということが一緒にになって進めているのですが、これはまさに社会の変化を実現させるために段階的に政府が周到に用意してつくられた組織ではないかと思っております。

貿易振興のためには多くのビジネス・技術の規制は必須ですし、イノベーションとスキルも重要です。そこへ気候変動の対応策も整ったので、BISとDECCを合体したような組織になっているという形で、いろいろなところが結びつかないといけないこと、それはやはり旧エネルギーから新しいエネルギーへの転換だと。そこをイギリス政府はこういう形で時代に合った組織をつくりながら、明確な意思を外へも示して進めてきたということがございます。

我が国のカーボンニュートラル、先ほど副大臣からもありましたけれども、何度も言うようにですけれども、従来のエネルギー、化石燃料からの決別だと、パラダイムシフトなのだと、よく言われていますけれども、それをやるのに今の組織のままですというのはいよいよ限界があって、外から見てもどちらへ行っているか分からないということがございますので、ぜひこういう組織、BEISを最終的にすぐつくれというわけではないですけれども、それに向かってグランドデザインを日本でつくって、それに相応する新しい組織、牽引組織を検討していただきたいというのが我々の希望でございます。

時間が過ぎましたけれども、以上で私からのプレゼンを終わらせていただきます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、RWE Renewables Japan合同会社から、10分以内で御説明をお願いいたします。

ORWE Renewables Japan合同会社（加藤日本代表兼社長） ありがとうございます。画面を共有します。

本日はお時間をいただきましてありがとうございます。

私どもRWEは、欧州最大手の電力会社の一つでございまして、もともと石炭を中心とした発電所を造ってきたドイツ北部の産業を支えた大手の電力会社が出自でございまして。

数年前から再エネ専業に特化をしまして、今持っている石炭火力や原発は全て全廃をします。これは法律もございまして、ヨーロッパで動いている大きなパラダイムシフトをまさに体現している電力会社の一社でございまして、再エネの設備としてはもう既に9ギガを超えるアセット、洋上風力では2.6ギガワットを持っておりまして、世界第2位というランクにはなっていますが、既に日本に進出して、日本の多くのパートナー、あるいは共同取組の会社様と共同の作業をしながら、あるいはお打合せをしながら情報を私どもは集約してまいります。

本日お話ししたい点は、幾つかの点においては今協会様の御発言にあった部分と共通する部分でございまして、あえて今回、事業会社として、また今回進んでいるラウンド1の入札等で直接経験して、かつ直面している問題等から集めた私どもの課題出しを今回のタスクフォースで少し御披露させていただいて、皆様とぜひ御議論させていただきたいと思っています。

まとめですけれども、大量導入による建設コストが下がること。そして、地元波及効果、経済効果が非常に大きい。それから、私どもが目指しているのは、国内の洋上風力産業をより大きくしていくことができないか。そこには必要なノウハウと技術をまずは先進のヨーロッパから積極的に取り入れていただけないか。その上で、日本の数ある力強い産業、あるいは企業様と肩を並べていき、最終的には国際競争力を日本の会社さんが持っていくことで、日本の洋上風力産業を国内にどんどん展開をしていく。こういう流れをぜひつくっていく一助となればという観点で、今日はお話ししております。

もちろん改定していただくこと、それから規制を大胆に改革していただく、あるいは緩めていただく等々の幾つかの必要性があります。

サプライチェーンは今日本にございませませんが、当面の間は海外製を導入する、あるいは海外の船等を積極的に導入いただけるような仕組みをお許しいただくことによりまして、いち早く日本で洋上風力の建設が始まり、そして導入が進むことによって、サプライチェーンも含めた一連の流れがより加速するということをぜひ体現させていただきたい、こういう趣旨でございまして。

幾つかの点、たくさん挙げていますが、大きくはインフラから制度の問題、認証といったものでございまして、少し飛ばしながら御説明します。

まず、風車が大型化していることは、もう既に国交省様にも御説明しておりますが、この流れは残念ながら風車メーカーがヨーロッパ、アメリカを中心とした3社にほぼ集約されている中で、日本向けの、日本だけの小型機をつくる、あるいは供給していただくとい

うのはもうほぼ不可能であるという状況から、ぜひ日本の港湾、今、企画されている港湾についても、いち早くそういった大型機あるいは大型のモノパイル等が積み出しできる、あるいは置くことができる港に変えていただかないといけないだろうということを申し上げてきております。

それから、幾つかの船についても、今後、SEP船からDP船といった最新鋭の船に置き換わっていきますので、港湾設備についてはより先を見た改定をしていただく必要があると思っております。

先ほど協会さんからもありましたデータの提供。ここはほぼ同じ点でございます。やはり私どもとしては、正確かつ解像度の高い、ヨーロッパ基準にほぼ沿ったデータを国があらかじめ御用意いただいて、これを適宜、非常に早い段階で入札参加を検討している事業者提供に提供いただけないか。

入札の直前に渡されたとしても、これを使うことは第1ラウンドでは非常に困難を極めたものですから、ぜひ次回のラウンドからは、せつかく税金を投入して使っていただけるのであれば、もう少し事業者にとって使いやすいデータにしていただきたい。また、そういったものを皆さんと共有して、その次の価格競争にぜひ進めていただけたらなと思っております。

それから、データの数量を増やすこと、それから質、生データですね。私どもとしては、加工されたデータではもったいなくて、生データを直接提供いただくことによって、事業者がそれをどう判断するか、あるいはどう解析するかはそれぞれのノウハウでございますので、ぜひオランダで出ているような資料の出し方を御検討いただきたい。

それから、風況についても、海岸のメットマスト、タワーではなく、できればフローティングライダーといったものを早く導入したい。海外ではこれがもう一般的になっておりますので、海外の検証技術、あるいはデータ収集技術もいち早く取り入れていただくための認証の問題等をぜひ御検討いただきたいということで、ここにあればより価格競争力の立った入札が実行されるであろうと私ども期待しております。

それから、システムの確保、地盤調査、環境アセスも含めた現状ですが、やはり先ほど協会さんからもありましたが、個別企業が個別に進めておりますので非常に重複が起こっている。それから、場所取り、順番取り、幾つかの海域においては先行事業者様を中心とした先行した業者と後から来た業者が企業同士で取り合いをする。あるいは、海域調査の順番待ちを長くしなければいけない状況が発生しております。こういった状況で入札になるというのは公平感がないことになりますので、ぜひセントラル方式ということの流れにはつながりますので、重複を避けるためにも、環境アセスの方法書までを国で進めていただく。

それと、データについては国が一括して調査をいただくことにより、個別の事業者が無駄な時間を使ったり、競い合ってその順番取りをするというのを避けることができるのではないかと考えております。

次がカボタージュ規制の大臣特許の運用拡大でございます。カボタージュ規制そのもの

は各国にありますので、決して何か特別なことをしていただきたいというわけではなく、私どもとしては、例えば個別航行での特許ではなく、指定海域全体での特許を認めていただくというようなカボタージュ規制を一部緩和することによって、海外船舶を日本に持つてくることについても柔軟に対応いただけないか。

それから、船籍変更は当然あるのですけれども、船籍変更はプロセスが長くかかるものでございまして非常に時間とコストがかかる。

外国人船員の導入についても、一律の資格要件だけですと一つ一つの緩和をいただくのが大変でございまして、後段のほうにリストを書きましたけれども、実は外国人船員、洋上作業員といってもかなり多くのエンジニアの種類がありますので、それぞれ私ども、当初においては日本での専門家がいない、あるいはエンジニアがいない中で外国人人材を登用せざるを得ない、こういう現実に応じた御対応をぜひいただきたいということでありま

す。

決して全てを外国人材でやると言っているわけではなくて、立ち上がり初期においては外国人材が日本に入ってきて、その中で地元雇用、あるいは日本のエンジニアと一緒に育てながら、一緒にOJTをしながらノウハウをどんどん取っていく。そういうことによって、日本人の船員、あるいは日本のエンジニアをどんどん育てていくという過程を進めていくことを提案させていただきたいと思っております。

外国船舶の海域調査。これも幾つかの点において私どもは非常に難儀をしたのですが、このプロセスについては、外国船舶が事前の政府同意が必要であることについては全く問題視をしておりますが、ぜひこのプロセス、資格審査の基準を明らかにしていただきたいと思っております。今のままですと非常に大きな時間を要しておりますし、最後にどうしても動かないということで、外国船舶は様々ありますが、いろいろな理由があると思うのですけれども、ぜひ事業者にはどういう理由で何が起こるのかを明らかにしていただきたいということでございます。

次は認証でございます。これは非常に大きなボトルネックが今起こっていると私どもは思っております。第三者認証機関、日本海事協会様は非常に歴史が長うございますので、今単独でやっておりますが、ぜひ外資あるいは国際的なIECの認証システムに登録されている機関等にも門戸を開放いただきまして、洋上風力で多くの実績を持っている海外の認証機関が日本に参入していただける方法、あるいはその門戸を開くやり方をぜひ御検討いただきたい。

例えば、言語についても日本語のみではなく、英語化していただけないか。そういったものを含めて積極的に導入いただきませんと、今後、一般海域で進むであろう入札を経た後の建設に至る認証プロセスが、今でも2年以上かかっているところが3年かかってしまうようになると非常に長い時間がかかりますし、専門家の先生の数も限られている中で審査プロセスは大きな負担となっていますし、これは恐らく政府にとっても、海事協会様にとっても大きな御負担であろうということから、ぜひここを考えていただけないかという

お願いです。

もう一つは、先ほど限界点のお話がありましたが、私ども限界点のところについても当然そう思っていますが、今のラウンドで起こっている課題は、自営線、接続線を事業者が個別に何十キロといった送電網をつくらなければいけないという問題が大きくあります。

本来、こういった送電は架空線、つまり鉄塔を建てて山を越えてくる。これは一般電気事業者様が得意とする分野でして、日本においてはそのノウハウは全て一電さんが保有しておられる。この状況の中で、再生可能エネルギーの事業者が鉄塔を建てることはほぼ不可能です。鉄塔を建てる土地の確保も、公益特権がありませんので非常に困難を極める。そういう中で、取る手段としてはもう地中線しかありません。地中埋設線でございます。

地中線においても、国道を掘ることはまかりならぬ、こういった事情がありまして国道は使えない。あるいは、川をどうやって越えるのか。あるいは、谷やトンネル、山をどうやって越えるのか。非常に大きな調査、多額の投資が必要でございまして、これは年数もさることながら、土地の確保、変電所の用地確保等々についても、一つ一つ地権者との交渉を事業者が個別にやっていくという状況でございまして、ここはやはり国が接続点まで迎えにきていただくというのが原則であろうと思っておりますが、ここの中においては自営線についても今後変えていただけないかということで問題提起をします。

それから、安全のことでございます。実は、G+というヨーロッパで非常に拡大してきたノウハウを持った事業者、風車メーカーもタグを組んだ安全を中心とした組織がございまして、G+は今日本にも来ておりまして、ぜひ日本の事業者様、日本の関連企業様にも入っていただきたいと言ってございまして、こういった組織をうまく活用していただけないかということでございます。

安全教育というのは非常に時間がかかりますし、また膨大な事故データあるいは故障や事故、もちろん死亡事故やけが膨大に起こってきていますが、こういったもののノウハウとして積み上げてきたものを日本の皆様ともベストプラクティスとして共有できる、こういった体制を積極的に日本でも取り込むということで、例えばトレーニングセンターについても今日本には1か所しかございません。今後、私ども事業者が建設をして、その後、運転、メンテナンスに入っていく段階には、作業員をどうトレーニングするか、あるいはどうやって育てるのか、非常に大きな課題があります。メーカー任せ、あるいは風車メーカー様だけにお願いをするというのも一つではありますが、今後の洋上風力の原価を低減させていくためには、オペレーションコストをいかに引き下げながら、かつ安全基準を守り、かつ事故がない形での建設あるいは運転ができないか。ここについては、非常に大きな日本の産業界全体としての課題を、ヨーロッパの進んだ団体と一緒に進めていく、あるいは産業界と手を組んでいくという方向があるのではないかと。

以上が各論になりましたけれども、私どもとしましては、あえてこれは外資だからということではございませんで、日本の今後の洋上風力がいかに有効かつ速やかに大きく発展するかという観点に立ったときに、私ども先進的な技術と経験を持った事業者は、ぜひ日

本の事業者様と手を組んでやっていきたいと考えておりますものですから、地元の合意形成もしかり、そして、変電所や接続のところもしかりですけれども、いかに効率化できるかということについて、私どもも実際に汗をかきながら政府の皆様とお話ができたらなと思っております。

本日の発言としては以上でございます。ありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございました。

続きまして、経済産業省、国土交通省から、現行制度の取組状況について、合わせて15分程度で御説明をお願いいたします。

○資源エネルギー庁（茂木部長） 資源エネルギー庁の省エネルギー・新エネルギー部長の茂木です。

資料4-1を御覧ください。

1ページ目を御覧いただきたいのですが、「洋上風力産業ビジョン」を昨年の12月にまとめまして、最初にJWPAの加藤さんからもお話があったとおり、これは官民で2030年、さらには2040年までの洋上風力の案件形成の目標というのを共有して、これをロードマップにして入札を進めているところであります。

あわせて、案件形成を加速化していくために、プッシュ方式の案件形成スキーム、いわゆる日本版のセントラル方式、あるいはサプライチェーンをしっかりと国内に形成していくための様々な支援策とか、こういった取組を併せて進めているところです。

次のページを御覧ください。

再エネ海域利用法の内容でございます。これはもう皆様御承知のとおりだと思いますので、簡単にですが、一定の海域を30年間という長い間、安定的に確保させる、すなわち占用させる点、加えて、その占用の対象となる促進区域を決めるに当たって関係者間の協議の場、協議会と呼んでいますが、これを法定して、地元調整を一括して行っていく点がこのスキームのポイントです。

この際、地元任せということではなくて、都道府県、市町村、関係する漁業関係者の皆様、さらにそこに国が入って調整をしていくということですので、これによって時間を短縮して、より合理的な形の案件形成を進めていくというのがこの法律のポイントです。

進捗状況でございます。3ページの右側の表を見ていただきたいのですが、現在、促進区域、有望区域、一定の準備段階に進んでいる区域の3つに色分けをしています。9月13日に今年の区域指定を発表しましたが、促進区域として、これまでの4区域に加えて、⑤の秋田県八峰町・能代市沖が追加されました。こちらについては間もなく公募のプロセスに入っていくこととなります。

有望な区域としては、⑥～⑧は去年も入っております。そこに⑨～⑫、秋田、山形、新潟、千葉が有望な区域ということになりました。

準備段階にある区域についても、これは都道府県から有望な区域として進めたいということで声が上がったところを全部で7区域追加しているということで、プロジェクトのバ

イプラインを可視化していくというお話がありましたけれども、こういう形で案件のパイプラインを見える化して、これがそれぞれどのように進捗していくのかというのを確認していきたいと思っています。

ちなみに、今年度の新たな促進区域は⑤の36万キロワットです。一応平均して毎年100万キロワット程度を目標に案件形成をしていくことになっています。今年36万ですが、昨年150万超をやっておりますので、合わせて190万キロワット程度ということになります。来年以降、また⑥から下の⑫について、案件形成を我々も急ぎ進めていくということになります。

では、促進区域をどう指定していくかということですが、促進区域の指定基準が分かりにくいとか、あるいは準備段階にある区域がどうなっているかという話もこの後も出てくるかと思いますが、促進区域については既に基準は法定しています。4ページにあるとおりで、1号から6号までの基準を示しています。

有望な区域については、促進区域指定ガイドラインという先ほどの法定された1号から6号の考え方を整理しているガイドラインの中で、促進区域に指定できる見込みがあって、具体的な検討が進んでいる区域を有望な区域と定めています。

具体的には、5ページの下の点線囲みの中の(1)有望な区域の選定条件です。これはガイドラインの抜粋でございますが、促進区域の候補地があって、かつ、最初に申し上げた協議会の設置について利害関係者の同意をおおむね得られている、協議会の設置が可能な状態になっていることが必要です。また、区域指定の基準に基づき促進区域に適していることが見込まれることが必要です。例えば、系統の確保がされているなどです。こういったことが見えてくれば、有望な区域として選定をする。その上で、協議会が設置されて条件が整えば、促進区域に上がって公募に至る。こういう段取りになってまいります。

この促進区域のプロセスがどのぐらい可視化されているか、見えづらいのではないかと御指摘もありますが、6ページのチャートを見ていただきますと、まず有望な区域を選定する際も第三者委員会が開かれまして、それ自体は非公開なのですが、議事要旨も全て公開しています。それから、促進区域を設定する際の適合性の評価も第三者委員会で行いますが、これについても全て議事要旨を公開していますので、こちらで透明性の確保を行っているところです。

実際どれぐらいかかっているかということですが、促進区域の指定後、公募占用指針の作成等を含め、公募開始まで2か月程度でできると思っています。ただ、公募が行われて、その後、案件が決まっていくまでのプロセスとしては、公募開始から公募終了までに6か月程度、出てきた書類の審査等に2か月程度、さらにそこから評価委員会を行って評価するのに3か月から相応の期間がかかるということで、事業者を選定するまでに、公募終了から半年程度を見込んでおります。今、第1ラウンドの後半の3案件について審査が行われているところでありますので、こうした実際の業務を見極めながら、この期間についても適宜見直しをしていくこととなります。

その上で、セントラル方式でございますが、これも最初、JWPAさん、RWEさんからもいろいろ御指摘がありました。

まず、セントラル方式ですけれども、欧州各国でもいわゆるセントラル方式と言われているものでもいろいろな方式があります。日本の場合、既に個別の事業者さんがそれぞれの海域で調査を行ってきたという実績がありますが、こういったものが重なっていて、最後、応札をして取れるのが1者だとすると、かなり無駄ではないかという御指摘がありました。こういったことも踏まえて、重複実施を防ぐためにこのセントラル方式の導入を検討しています。

ただ、日本の洋上風力の公募方式が導入される前の段階から、多くの事業者さんが洋上風力の事業をやろうとして調査等を行っていた経緯がございますので、この公募方式が始まったことによる過渡期でもあるということにはぜひ御理解いただきたいと思っています。

その上で、先ほどお示ししましたパイプラインをどんどん加速していくためには、やはり国が新たな地域の開発も含めて先行的に調査を行っていくべきだろうということで、8ページの実証事業を始めているところであります。

具体的には、調査の内容が下にありますが、風況の調査、海底地盤調査、気象海象調査、環境影響評価の初期段階に必要な調査、漁業実態の調査、こういったものを一括して国が先行的に行いまして、このデータを事業者さんにお示ししていくということです。

先ほど申し上げたように、既に事業者さんが先行的に調査等を行っているケースがたくさんあります。ただ、今後は、国がこうやって先行的に調査等を行うことによって、国のデータを使っていろいろな事業者さんが投資判断をしたり、公募への応募判断ができるような体制に徐々に移行していくことを考えています。

そのためにも、この調査が意味のあるものになるか、先ほどもありましたが、例えば公平で信頼性のあるデータが質量ともに十分に示せるかどうかというのがポイントですので、今、実証事業の中では、関係する事業者さんの声も集めて、どういう仕様でどのぐらいのクオリティーのものをどのぐらいのコストで出していけるのかということを行っています。今年度、来年度で調査を仕上げて、それ以降は制度としてきちんとインストールをしていきたいと思っています。

ちなみに、今年度は北海道沖と山形県沖と岩手県沖の3か所でこの調査を行います。

それから、地域との調整ということですが、特に漁業との共生ということになってまいります。これについては、一律でとか、あるいは一定のガイドラインをお示しせよという声もありました。これについては、いろいろな議論があります。確かに、地域と調整していくに当たって一定の基本原則の確立は我々も必要だと考えております。10ページにありますように、地域の特色を踏まえながら公平性とか公正性とか透明性のある制度にする必要がございますし、やはり地域と漁業との共存共栄をしていくという考え方をきちんとお示ししていくことも必要です。

それから、実際に出捐金という形で漁業協力金のようなものを積む場合、この資金の一

部はFITによる国民負担ということになります。そうすると、積み残されたお金がどのようなものなのかということ国民の理解が得られる形にしていく必要もあります。

そういう考え方で審議会でも議論をしまして、出捐の水準については、いろいろ議論はありましたけれども、一律に決めるというよりは、地域の事情もそれぞれありますので、そういった事情を踏まえながら協議会で決めていく。それぞれの協議会の中で具体化していくというのがまずは有効だろうと。

ただ、そのときに一つの共通した考え方として、その地域における漁業の振興の在り方を踏まえた具体的なニーズをしっかりと積み上げていただきながら、ほかの区域との公平性に配慮して決めていく。こうした考え方を示しながら、一定の枠の中で地域との調整を図っていくことがポイントかと思えます。

系統の確保については、セントラル方式と併せまして国による仮確保スキームを用意することにしました。先にそれぞれの事業者さんが系統を確保し、公募で選定された事業者さんがそれをもう一度買い取るという仕組みが今のスキームですけれども、今後、区域指定をしていくに当たっては、促進区域のが見えてくれば、国が先行的に系統確保をしていく。仮確保をしていく。こういったスキームを導入することとしています。

それから、送電網の整備についても、先ほどRWEさん、あるいはJWPAさんからも指摘がありましたが、受電系をどこにするかということも含めて、これはマスタープランなども使いながら、より投資効率が低い方式を考えてもらいたいと思っております。

続いて、国交省から、港湾について説明します。

○国土交通省港湾局 国土交通省港湾局でございます。

引き続き、基地港湾の取組状況について御説明させていただきます。

昨年9月に、全国で、このスライドにある4港について基地港湾の指定をさせていただいておまして、整備を進めているところでございます。このうち、右上の秋田港につきましては昨年度中に整備が完了し、現在、民間事業者が行っている洋上風力発電所の建設工事に活用されてございます。

2ページ後ろの15ページに、その様子が記載されてございます。秋田港の埠頭の利用状況と、右上の写真はトランジションピースの作業船への積み込みの様子でございます。順調に現場の設置工事が進んでいると聞いてございます。

2ページ前に戻ってください。基地港湾の貸付けの方法につきましては、複数の利用調整の考え方も含めました賃貸借契約書（案）を国土交通省のホームページに公開をしているところでございます。

次のページをお願いします。「洋上風力産業ビジョン」における導入目標の達成に向けましては、計画的に基地港湾の整備を進めていくことが必要であると考えてございます。現在、「2050年カーボンニュートラル実現のための基地港湾のあり方に関する検討会」を本年度より開催しているところでございます。

先ほどRWEさんから、先を見据えた必要なスペックを検討すべきであるという問題提起

もいただきましたが、この検討会の中で、近年の洋上風力発電設備の大型化の動向等も踏まえた上で、基地港湾における面積・地耐力の最適規模を今検討しているところでございます。JWPAさん等の関係団体も入った中で検討を進めておりまして、今年度中にその考え方を取りまとめることを予定してございます。

以上でございます。

○山田参事官 続いて、経産省、資料4-2の説明をお願いします。

○経済産業省（苗村審議官） 産業保安担当の大臣官房審議官をしております苗村と申し上げます。

私から、資料4-2に基づきまして、洋上風力発電設備の導入促進に向けた電気事業法等の審査について御説明させていただきます。

スライドの1ページを御覧ください。まず、洋上風力発電設備の技術基準に関する審査について御説明させていただきます。

我が国では、いまだ洋上風力発電設備の設置実績が少なく、我が国の自然環境の特徴を踏まえた評価方法の確立には残念ながら至っていない状況でございます。今後、洋上風力の審査プロセスをより詳細に分析いたしまして、第三者認証機関が審査のために必要とする標準的な期間をお示しするように精査をまいります。

それから、より根本的な問題といたしまして、洋上風力発電設備の技術基準に関する審査の合理化を一層進めるために、経済産業省の専門家会議の委員にウィンドファーム認証の審査に関与していただくことにより、ウィンドファーム認証を得たものについては専門家会議の開催を省略するスキームを確立できないか、これを確立させる方向で現在調整を進めております。

下の図にございますように、工事計画に当たりまして第三者認証機関のウィンドファーム認証を受けていただいて、確認書を添付頂いております。このウィンドファーム認証の段階に経済産業省の専門家会議の委員の方にも加わっていただくような形にすることにより、実際に申請がなされた後に開催する専門家会議を省略できるような方向で調整しております。これによって期間の合理化が図られると考えております。

続きまして、次のスライドで、ウィンドファーム認証について御説明させていただきます。

本日のお話にもございました、工事計画届出に係る風力発電設備の技術基準への国の適合性確認において、公益財団法人日本適合性認定協会による認定を受けた第三者認証機関によるウィンドファーム認証を活用しております。現時点で、ウィンドファーム認証を実施することが可能な第三者認証機関は1機関となっております。しかしながら、現在、別の1機関、この機関は外資系でございます、こちらが日本適合性認定協会の認定審査中であると承知しております。こうした形で新たな参入が進むことによって、ウィンドファーム認証のプロセスがボトルネックにならないようになっていくのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、海事局から資料4-3について御説明をお願いします。

○国土交通省（宮武次長） 国土交通省海事局次長の宮武でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは資料4-3に基づきまして、カボタージュ規制を中心に御説明いたします。

既に御説明がありましたけれども、カボタージュ制度そのものはいろいろな国で保有している制度でございます。我が国におきましては国家主権・安全保障の観点から、自国内の貨物、旅客の輸送は、自国の管轄権の及ぶ自国籍船に委ねるという観点から、船舶法という法律、小さくカタカナの入った分かりにくい法律ですが、船舶法3条において、日本船舶にあらざれば日本各港の間において物品または旅客の運送をなすことを得ずという条文がございます。

先ほど特許というお話がありました。これは船舶法3条の後段の「但し」の部分です。最後のところに、国土交通大臣の特許を得たときはこの限りにあらずということで、外国籍船であっても特許を得れば沿岸の輸送ができるという制度になっております。

ちなみに、各国のカボタージュ制度のありなしを調べましたところ、イギリスなんかではないと聞いておりますけれども、EU域内では国によってはある。ただ、EU域内における輸送は可能という制度として設けられていると聞いております。

一方で、各国、特許と同様の仕組み、個別の承認の仕組みというものがあると聞いておりまして、それはどういうふう to 運用されているかというところが論点になるかと思えます。

ここで、2つ目の○に、海洋基本計画においてカボタージュ制度の維持を明記と書いてあります。これは平成30年5月の閣議決定でありますけれども、カボタージュ制度を維持するよにということ。あわせて、直近で申し上げますと、さきの通常国会で法案審議された通称名「海事産業強化法」という法律がございますが、その審議において附帯決議がなされておきまして、その附帯決議の中でもカボタージュ規制については今後とも堅持することが求められております。これは衆参両方の委員会全会一致で示されているところでありまして、これにのっとして私ども制度を維持しつつ、特許をどういうふう to 運用していくのかというのが求められている立場だと思っております。

こうした制度趣旨を踏まえまして、特許をどういう場合に与えているかというところで、下に小さく書いてありますが、一般に、利用可能な日本籍船があるかどうか。もちろん先ほどからありました、日本籍船への転籍の可能性も含めまして、それを判断しております。また、外国籍船を投入することが内航輸送事業者に影響を与えないかということも考慮しまして、個別に審査しております。この点が非常に基準として曖昧であると御指摘を受けているところは理解しておりますが、個々の事案ごとに状況が違いまして、影響の度合い

も異なってくるものですから、どうしても個別の審査になってしまうということは御理解いただければと思います。

なお、先ほど、沖縄のFTAの特許のケースがございました。実は、沖縄のケースも自由に物を運べるということではございませんで、特許を個別に取ることになっているのは御理解いただきたいと思います。ただ、その場合も、個々の1隻でここからここまで輸送するたびに特許を与えるということではなくて、ある程度包括的に期間を定めるということも可能でございますので、この辺については今後の対応で運用してまいりたいと思っております。

先ほど、船員の話についても言及がございました。私ども、日本人船員を育成するというのは基本的に国土交通省海事局の使命として捉えておまして、この風車の事業におきましてもできれば日本人船員さんを使っていただきたいなど。それが原則であろうかと思っております。それについて、後ほど質疑応答の中でもやり取りがあろうかと思っておりますので、そこでまた御説明したいと思っております。よろしく申し上げます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、大林委員から、委員ペーパーを10分以内で御説明をお願いいたします。

○大林構成員 御紹介ありがとうございます。再エネタスクフォース構成員、大林でございます。

皆様、様々、御説明をありがとうございます。もう皆様全員が洋上風力というものを日本の中で産業として確立して拡大させていこうと、迅速に努力をされているということは重々分かりました。ただ、今の日本の状況を見ていくと、さまざまなバリアがまだ残っています。その点について少しお話をさせていただきます。

まず、洋上風力の状況ですけれども、もう当然のことではございますが、新しい自然エネルギーとして世界全体で非常に大きな規模の計画があり、これからどんどん進んでいくという目標が立てられています。

2020年末の時点では、まだ世界全体で35ギガワットの導入量になっており、国別ではトップがイギリス、中国、ドイツ、オランダ、ベルギー、デンマークの順になっています。欧州を中心に開発されてきたわけですが、近年では中国の導入量が非常に増えていて、台湾、ベトナム、インドや韓国など、アジアも非常に関心を持っているということで、日本の地理的なことを考えると、洋上風力の生産拠点がどこになってくるかなど、地理的に見た戦略にも関わってきますので、日本は迅速に自分の市場を広げていかななくてはならないと思っております。

各国は非常に高い目標を掲げておまして、2030年までにイギリスは40ギガ、アメリカやインドは30ギガ。ドイツは20ギガ、これは40年に40ギガにする、韓国も12ギガを掲げています。欧州委員会は非常に野心的な目標を掲げており、30年までに最低でも60ギガ、2050年には300ギガ以上という目標があり、450ギガといった数値も言及されています。IEAは、世界全体で2030年には225ギガワット、2040年には562ギガワット拡大するという予測値も

出している。

日本の状況はどうかというと、まだ現在の設置容量が65メガワットであり、政府の「第6次エネルギー基本計画」、現在パブリックコメントに付されているものですが、2030年までに3.7ギガワットを運転開始することになっており、ほかの国に比べてスタートが遅いということは言えるかと思います。

一方で、日本で洋上風力の可能性は非常に大きく、先ほどのIEA、国際エネルギー機関では、日本の洋上風力の賦存量は電力消費の9倍以上に上るという試算をしています。

洋上風力は、再生可能エネルギーの中でも事業規模が格段に大きく、関連産業の裾野も広いので、グリーン投資の対象としては非常に重要で、国内外の活発な投資が期待できる。日本に対する投資ということで、日本の産業が育っていく。そういった観点からも非常に重要なエネルギーかと思っています。

日本政府も、先ほどの御説明のように、官民協議会を立ち上げて、「洋上風力産業ビジョン」を発表しておりますし、産業ビジョンでは年間1ギガワット程度の促進区域指定を10年間継続して、2030年までに10ギガワット、2040年までに浮体式も含めて30～45ギガワットのプロジェクト案件が形成されることを掲げています。これを達成していくためには、やはり全速力で頑張っていかななくてはならないと思います。

また重要なのが、2030～35年に1キロワットアワー当たり8～9円というコストダウンを目指すというところで、当然コストが安くならなければ大量導入ができない。逆に、大量導入してコストを安くしていく。そういう意味では、速度は非常に重要です。

洋上風力を拡大してきた国々の中心がイギリス、デンマーク、オランダで、ガスや石油の海洋資源産業を持っている国であり、資源探査のための海洋技術に習熟している。海洋資源産業や、国内に風力発電機の産業がなくなった日本が、洋上風力を大規模に拡大するにはハードルがあると言わざるを得ない状況です。

ここ数年にわたって経済産業省、国土交通省、関連省庁は熱心にさまざまな法案を整備されてきたと思います。2019年、再エネ海域利用法、洋上風力のための港湾の整備、またマスタープランでプッシュ型の送電網の整備をやろうとしているので、洋上風力の大規模な導入に資する形の制度をそろえようとしています。様々な対策を急ピッチで講じてきたことを高く評価をする一方で、迅速な導入に向けてはさらなる制度の強化が必要です。

まず、真のセントラル方式を日本に導入していく必要があると思っています。洋上風力の導入拡大というのはエネルギー技術選択の問題だけではなくて、日本に新しい大きな産業を構築する試みです。国際的な競争力の拡大、気候危機の緊急性を考えれば、迅速な産業の構築が必要であって、その迅速な構築のためには、既に諸外国で成功した制度に学び、国内で技術開発を進めつつも、海外で実証された技術を戦略的に取り入れていくことも必要ではないかと思っています。

中でも、欧州で試行錯誤を経て、洋上風力の導入拡大とコスト低減に実際に成功している入札制度にセントラル方式があります。これは政府が区域を決めるだけではなくて、環

環境影響評価や系統接続に必要な許認可の取得、漁業関係者との調整を済ませて、発電事業者は発電所の建設及び運用についてのみ考慮した売電価格を入札して競争する。

セントラル方式のポイントは、事業者との意見交換を通じて、事業に必要な許認可の取得及び調査データ取得の効率を上げることにあり、これによって事業者のコスト削減を可能にし、事業者の事業予見性を高め、事業のコストそのものも下がっていく。

日本でも日本版セントラル方式の導入が予定されていますけれども、まだ様々な課題があります。特に、御説明からは不透明性を払拭しようとしているのは理解するのですが、再エネ海域利用法における「促進区域」、「有望な区域」、「一定の準備段階に進んでいる区域」の整理と、選ばれていく段階についてです。

先ほど御説明で、「促進区域」や「有望な区域」についてはこういったガイドラインがあつて定められるというお話があつたのですが、しかし、「一定の準備段階に進んでいる区域」については明確な基準や説明がはっきりしていない。この区域に整理をされないと、「有望な区域」として選定されない。さらには、「促進区域」にならないということがあります。

こちらは、先ほどのエネ庁の資料の1個前のものですので、13日に新しく指定された区域については下に注釈で書かせていただいています。例えば赤、オレンジ、グリーンのところでは「一定の準備段階」、「有望な地域」、「促進区域」があるわけですが、段階的にこうやって進んでいくところでは、「一定の準備段階」が不明確であるということがあります。つまり、実際には事業者は、一定の準備段階に進んでいる区域に整理されるために、様々な活動を行っている状況です。それがこれまで、事業者の皆さんやエネ庁からも言及があつた、例えば協議会について利害関係者を特定して働きかけを行っていく活動や、環境影響評価を1か所で複数の事業者が重なって実施をする、風況や海底のサイト調査についても国が整理をして情報提供をするのだが、情報が不十分で事業者が複数やっていると状況です。

イギリスやオランダは、国による精度の高い風況・地質調査が行われて、送配電事業者により洋上風力発電所の近傍まで送電系統が整備される。環境影響評価のうち共通的な項目は国により実施される。日本でも迅速にやっていただければと思います。

幾つか重なっておりますので、少し省略をしながら申し上げます。7つございます。

1つは、促進区域の指定・事業者選定スケジュールの明確化・透明化の必要性。

先ほど申し上げましたように、ガイドラインに基づいて区域が選定される、実施されるわけですが、これまでおおむね年1回の公表です。今年度の促進区域の指定については、現在のところ9月に指定された秋田県八峰町・能代市沖の1海域ですので、年間1ギガワット程度の区域指定目標が未達になる可能性が高い。

こういったスピード感を持ってやることのボトルネックになっているのが、促進区域への指定が都道府県や事業者からの下から上がってくる要望に委ねられているということがあるのではないかと思います。

まず、有望な区域に選定される前段階で、一定の準備段階に進んでいる区域へと整理されるための条件がガイドラインに明記されていない。さらには、事業者公募後の事業者選定結果がいつ明らかになるのかも公表されないので、事業者にとって当該プロジェクトだけでなく、次の事業計画を立てることが難しい。

必要な措置としては、一定の準備段階に進んでいる区域の選定条件を明示する。促進区域指定のスケジュールを明確化する。事業者選定手続のスケジュールを選定手続の結果公表時期も含めて明らかにする。

2 番目、協議会です。運営の透明性の確保、事業化につながる利害関係者調整の実現。

有望な区域の選定要件の一つに、既に協議会の設置が可能であることが掲げられていますので、事業者にとっては利害関係者との調整が必要とされることになっています。現在では、事業者が個別にそれぞれ利害関係者を特定するようになっていて、既に利害関係者との調整のための出捐も行われています。そういった事例が複数報告されています。洋上風力発電を導入し始める国では、発電事業に対する地域理解がまだ形成されつつある段階ですので、政府が地域の理解促進と期待調整を行う上で果たせる役割は非常に大きいと考えます。

必要な措置としては、協議会の前段階でも、国や地方機関が中心となって利害関係者の特定を行う。また、出捐については、先ほどもお話がございましたけれども、やはりちょっと漠然とした印象を持たざるを得ませんでした。例えば、どれだけの期間、どのぐらいの漁獲量が洋上風力のプロジェクトによって影響を受けるのかとか、そういったできる限り科学的かつ客観的な評価軸を導入したガイドラインが必要かと思います。

3 番目、既に風況・海底などサイト調査や環境影響評価についてはお話しいただきましたので省略いたしますけれども、必要な措置の中で、特に環境影響評価については、私は今の実証を待たずとも、国が一括してコンサルティングなどに委託をする形で進めていくことができるのではないかと考えておりますので、迅速にそれをやっていただきたい。

次に系統の問題の改善です、これまでは電源接続案件「募集プロセス」を通じて事前に系統容量を確保するということが促進区域指定の要件であったので、複数事業者が重複して系統容量を確保していました。継ぎ接ぎの系統計画になっていて、非常に非効率であった。新しい「一括検討プロセス」が導入されましたが、既存の送電系統のみが対象となっていますので、発電設備等の設置場所から既存の送電系統の連系点まで事業者が費用を負担しなくてはならない。一般送配電事業者にそういった話をしても、この整備に10年以上かかると返答される。これから事業を始めるものの事業期間に間に合わないということになる。そうすると、発電事業者が自ら自営線を長距離引いてくるという形になりますが、こうなると非常にコストがかり、先ほどもRWEのほうから指摘がありましたけれども、発電事業者がやる事業ではないので、系統接続については発電設備の設置場所から既存の送電系統の連系点までの新しい設備の導入も含めて、統合的に効率性を旨とした制度設計が必要です。

具体的には、発電事業者はハブまでの電源線のみを建設するシャロー方式への転換を早期に実現していくことが必要です。さらには、再生可能エネルギーの大量導入という観点からは、9地域に分かれる電力市場・グリッド制度から、既存系統を統合し一体化して運営を行うことが必要ではないかと思えます。

5番目、港湾の重複利用。こちらは審査とも関わってくるのですが、最初に選ばれた事業者が設備導入されないなどで事業の開始が遅れたときに、港湾が重複してしまうという事で、2番目の事業者が待たなくてはならない。ただ、待つのに順番の整理のガイドラインがないことと、待ったときの時間価値損失がビジネスとしてはカウントされないので、その補償はどういうふうにしていくのか。こういったこともぜひ考慮していただきたいと思えます。

次は、電気事業法一本化。こちらはお話しいただきましたけれども、先ほど海外からの認証機関も今認証を受けて参入できるような手続になっているということですが、例えば海外であれば国際相互認証もあるので、認証機関が入って多様化されるだけではなく、海外の認証を日本に当てはめていくこともできるのではないかと考えています。

あとは、カボタージュ規制と内航船における船員確保ですけれども、これはまた後ほど皆さんからコメントをいただければと思えます。

長くなってすみません。以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入りたいと思えます。発言者はこちらで指名させていただきますので、御発言を希望される方は「手を挙げる」機能で挙手をお願いします。質問と回答は簡潔をお願いします。

これから、委員ペーパーの後半のところ、4ページ以降に7つの論点がありますので、7つの論点に沿って1論点5分を目安に御発言いただければと思えます。

高橋委員。

○高橋構成員 ありがとうございます。都留文科大学の高橋でございます。

セントラル方式についてです。これは非常に重要な制度だと思っていて、諸外国、欧州でもかなり成果を上げている。日本でも、エネ庁さんを中心として日本版セントラル方式を導入しようということになっているということで、期待はしているわけですが、事業者の方々のヒアリングをいたしますと、現状では、セントラル方式というのは典型的にはオランダだと思っておりますけれども、かなり乖離があるのではないかと認識をしております。

ここに今ちょうど表が出ていますけれども、サイト調査とか系統の確保、環境アセス、幾つか評価点があると思うのですが、今、実証等をされているということですが、日本が目指しているセントラル方式というのは一体どういう方式なのか。オランダと非常に近いものなのか。セントラルと呼ばれないけれども、イギリスもかなり国がやってくれている部分があるわけですが、イギリスに近いものなのか。また、別のものなのか。日本

が目指しているセントラル方式とはどのような方式であるのか、改めて、エネ庁の茂木部長だと思えますけれども、御説明いただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○山田参事官 茂木部長、よろしいでしょうか。

○資源エネルギー庁（茂木部長） ありがとうございます。

まず、日本が目指しているのはオランダ方式かイギリス方式かということではなくて、あくまでも日本版と言っていますので、日本の形に合ったものを我々は入れていきたいと思えます。

どの方式がどうこうということよりは、目的は何かというと、調査の重複が生じないよう効率的に行うことと、その結果として、これは都道府県や事業者から希望の領域を挙げていただいてやっているわけですが、より先行的に新しいエリアを開発して案件形成を加速化していくことが目的です。したがって、それに合った制度を入れていきたいと思えます。

具体的な調査内容については、オランダやイギリスでどういう調査をやって、どんなことをやっているかというのを私どももかなり参考にさせていただいて、勉強させていただいています。

そういう意味では、海域のデータとして風況、海象、海底地盤、環境影響の前段階、漁業の影響調査、これに加えて系統の仮確保のようなことまでを含めて、我々としてはセントラル方式を確立していきたいと思っています。

通称セントラル方式なので、これをセントラル方式と言うかどうかは分かりませんが、我々としてはそういう形でこれを数年以内に制度化をして、しっかりと事前の案件掘り起こしをやって、これを皆さんに提供しながら、2030年、2040年に向けて数字をしっかりと積み上げていきたいと思っています。

○高橋構成員 ということは、日本も、今、環境アセスとかサイト調査とか系統とおっしゃっていただいたので、名称はともかく、かなり国が前面に出てやっていただけるということだと思えます。

数年以内にとおっしゃいましたけれども、なるべく早く、いつまでにこういうことができるということを明示していただいて、事業者にとっての予見性を高めていただけるようお願いしたいと思えます。

私からは以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

続いて、川本委員。

○川本構成員 ありがとうございます。川本です。

今の議論のフォローアップの形で質問させていただきたいと思えます。私もどういう名前の方式であるにせよ、洋上風力の開発に当たっては国が投資環境を整備していくことが非常に大事だと思っております。その認識は茂木部長、あるいはほかの皆さんと一致していると思うのです。

その上に立って2つ質問したいのは、これは結局、民間投資を引き出す上での国の先行投資だと思っております。ソフトな意味での先行投資です。今は最初の制度整備と事業者の準備が重なって走って行って、ある種「ため」みたいなものがあるので比較的に見えるプロジェクトが多いのでしょう。しかし、これから必要とされるプロジェクトの数、規模に比べれば、まだまだこれから増えていかなければいけない。その増やしていかなければいけない時に、さっき言及されたNEDOの実証事業で3地域、これは少な過ぎるのではないかなという感じがいたします。

質の高いデータを急速に国が提供しないと、これが将来のボトルネックにどんどんなっています。要は、今は取りあえず走っている人たちが見えているのですが、これからはまだ今は見えない人たちもどんどん呼び込んでいくようなイメージにしていかなければいけない。そのためには、NEDOの実証事業の3地域、もっともっと予算も人手も必要だと思います。省・新部の人員をどんどん強化してほしいと私も本当に毎回申し上げているのですが、この点についても今後、予算、人員について、どういうスケジュールで広げていこうと思っているのか、ぜひ明確にさせていただきたいというのが第1点です。

第2点は、データの質です。民間の事業者の投資の判断に役立つために、質の高い、さっきもRWEの方からも提起がありましたけれども、どのようなデータが適切・有益かにつき、民間の事業者の方と十分に協議をされているのかどうか。2点目としてお聞きしたいと思います。

以上です。

○山田参事官 資源エネルギー庁、お願いします。

○資源エネルギー庁（茂木部長） まず、セントラル方式の実証事業自体が国の先行投資であるということと、これから洋上風力の目標を達成していくために案件をかなり膨大に増やしていかなければいけないということについては、川本委員の御指摘はそのとおりだと思っておりますし、私どもも全く同じ問題意識であります。

その上で、今、NEDOの実証事業を何のためにやっているのかということです。これは後で出てくるデータの質の問題とも関連してきますけれども、まずセントラル方式として国が先行していろいろな調査をやるわけですが、ここで取られるデータが、事業者さんが本当に使えるようなクオリティーのものになるためにどのぐらいの密度のどれぐらいの量のデータが要するのか、それをどういう形で調査すると一番いいのかということをもとにきちんと決めないまま、エリアをばんと拡充しても、役に立たないデータばかりたくさん出てくる。これは我々としても本意ではありません。

今、NEDOがやっている実証事業は、取るべきデータの質とクオリティーは何なのかというのをきちんと確定するという事業です。これを今年度と来年度でやります。これによって国で集めるべきデータの質、クオリティーをきちんと決めて、スペックを決めるということをもとにやりたいと思います。

この過程では、官民協議会を通じて風力をやりたいという事業者さんの声もしっかり聞

いて、どのぐらいのスペックのデータが要るのかということについて、常にコミュニケーションを取ってこのクオリティをまず上げる。それから、調査方法を確立する。

その上で、今、川本委員から御指摘があった案件を増やしていく。これは企業からの要望も聞いたり、自治体からの要望も聞いたり、あるいはまだ準備区域とか有望区域になっていないエリアでもそういうニーズがありそうところは先行的に調査をするということで、そこから案件を拡充していきたいと思っています。その際には、体制も含めて重要ですので、これは内製化するだけではなくて、外にもいろいろなリソースを求めながら調査体制をつくっていききたいと思っています。

そういう意味では、今年度、来年度は実証事業をやって、先ほどの高橋委員からも御指摘がありましたが、再来年度からは本格的にこの事業を拡充して、それ以降の案件については国からかなりのクオリティの情報をしっかり出していくという体制に移行していきたいと思っております。

○川本委員 分かりました。

○山田参事官 ありがとうございます。

今、専ら3番の論点についてのお話を中心だと思っておりますが、1番、2番は委員からコメントはありますでしょうか。1、2、3辺りでコメントはございませんか。

川本さん、どうぞ。

○川本構成員 続けて質問させてください。協議会というのが、促進区域の指定に当たっては重要な役割を果たすと認識しています。我々の意見の中にも、促進区域の前段階の「特に有望な区域」の前にさらに段階があるということで、どういう条件でそこになっていくのかというのが見えにくいという指摘もしております。それに関連して、我々の懸念を申し上げたい。さっきの国からの情報提供の問題もあり、現状では十分に提供されていないということの裏返しかもしれません。この制度上は事業者が開発の権利を得るのは「促進区域」となって公募、入札があり初めて権利を得るわけでありまして。しかし、それよりはるか以前の段階で事業者が動かないと「促進区域」の準備段階の地域にさえなっていけない。この点には少し問題があると思うのです。掘り下げさせてください。

我々の資料の4ページを見ていただきますと、日本は島国で風も非常に吹いていますので大きなポテンシャルがある国だと示されています。風況の強いところとしてこの地図で赤っぽいところがあります。ところが、今、エネ庁の方で候補だとされている地域は、このポテンシャルの高い地域を必ずしも全部カバーしていないのではないのでしょうか。例えば東海地方はまさに電力の大需要地の近くにあつて、しかも物すごく風が吹いている所です。なぜここら辺が有望な区域になっていかないのか。その選定のプロセスがよく分からないというのが正直なところでございます。ここら辺についてどのようにお考えでしょうか。

○山田参事官 資源エネルギー庁。

○資源エネルギー庁（茂木部長） ありがとうございます。

まず、こちらの委員ペーパーの中で議論されていること、今の川本委員からの御指摘、それから先ほどの大林委員からの御指摘もそうなのですが、若干誤解があるようですので、まずこの点を修正させていただきます。

有望区域になるために一定の準備段階に進んでいる区域を経なければいけないという制度にはなっていません。まず、有望な区域の要件は、そこでの協議会の設置が可能だということについて地元が合意できている、関係者が大体特定できて、ここで調査を始めて、いろいろなことをやってもいいかなという雰囲気醸成がきちんとできていることと、系統についても一定の確保のめどが立っていることで、この要件がそろえば、基本的には有望な区域に上がってきます。これを自治体、都道府県としてもちゃんとプッシュします。都道府県に反対されると止まってしまうものですから、そこはしっかりとそういう要件がそろったところが有望な区域になるということです。

この有望区域になるために一定の準備段階に進んでいる区域にならなければいけないかというと、これは実は全然要件ではありませんでして、先ほど私がお示しした資料の3ページに新しい有望な区域というのがございますが、この新しい有望な区域の12番に千葉県のいすみ市沖というのがあります。千葉県いすみ市沖というのは、実は一定の準備段階に進んでいる区域を経ずに、今年、最初から有望な区域として登録をされています。

それはなぜかということ、かなり急ピッチで地元の調整も進んで、協議会の設置についてもおおむね合意が得られそうですし、系統についてもおおむね確保できそうだということが見えたので、これは有望な区域に引き上げるということになります。

一方で、一定の準備段階にある区域は何かということ、系統の確保についてはまだめどが立っていない、あるいは地元も調査を進めることについては一応合意ができているものの、協議会の設置に至るまで関係者がまだ特定し切れていない、ただ、将来に向けてやっていきたいという意思を地元も含めて持っていらっしゃるところになります。そういう意味では、将来的なパイプラインとしてお示しするというのは、この一定の準備段階にある区域だとお考えいただきたいと思います。

その上で、全国の自治体の皆さんにお声かけをして、手を挙げてほしいということは常日頃から言っています。それから、当然、事業をやられようと思っている事業者の皆さんにも広くお声かけをして声を集めていまして、そういう中で選定をしていっているということになります。

したがって、先行という意味では、一定の準備段階にある区域は、まだ煮詰まっていなくても、かなり先行投資的にやれそうだということが上がってくるということです。

自治体を通じて声を上げていただいているのは、当然、先々地元の関係漁業者も含めて調整をしていかなければいけないので、それを無視して手を挙げたことによってボタンのかけ違いが発生してしまうことを避けるためであり、こういうプロセスを取っているということは御理解いただきたいと思います。

したがって、風況がいいところについては、我々も常日頃からウォッチをしていますし、もちろんそれを通じて自治体のほうから声が上がってくれば、どんどんここに登録をして、あるいはそのために調査が必要だということであれば、セントラル方式の調査も積極的に活用して案件の掘り起こしをやっていきたいと思っています。

○山田参事官 ありがとうございます。

○川本構成員 ありがとうございます。

そうすると、さっき我々の資料の中で非常に風況がいいという地域、東海地域、あるいは四国にもありますけれども、それはエネ庁としてはもちろん導入されればいいけれども、地元からまだ言っていない、そういうような感じなのでしょうか。

○資源エネルギー庁（茂木部長） もちろんございますし、それから例えば漁業だけではなくて航路との関係で、それが干渉していたりすると、エリアとしてすぐに調整し切れるかどうかはまだ見えないとか、もろもろの事情があってその地域はまだ上がってきていないということなのですが、ポテンシャルとしてはしっかりあることは意識しています。

○川本構成員 分かりました。

そこら辺が一般的な、普通に政策を観察する側には分からない感じです。どれぐらいのスピードで日本の膨大な風力エネルギーが利用に向かって進んでいるのかというのがもう少し分かるような説明になってくるとありがたいと思います。ありがとうございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続いて、原委員、お願いします。その後、大林委員。

○原構成員 大変ありがとうございます。

まず、総論ですけれども、日本版セントラル方式、2年間の実証事業を経てこれからしっかりとつくっていくということで、ぜひよろしく願いできればと思います。

一方で、2030年、2050年の目標があり、これを少しでも前倒しをしてやっていかないといけない状況だと思っています。できるだけ早急に進めていただければと思います。

質問は、私たちの意見書で、論点2のところで必要な措置を2つ挙げています。利害関係者の特定の問題、出捐についての原則、水準の考え方をまとめて公表する、これをもう一度改めて御回答をお願いできますか。

○資源エネルギー庁（茂木部長） まず、利害関係者の特定については、当然、漁業者の方がいらっしゃいますので、こうした漁業者の方については都道府県のほうで把握をされています。したがって、都道府県と連携をして、水産庁さんにも御協力をいただきながら利害関係者の特定を行っているところです。その上で、協議会を設置して、関係者の調整をやっていく。こういうプロセスになっています。

民間事業者任せになっているなど、幾つかの御指摘がありましたが、基本的にはそういうことはなくて、かなり国と都道府県が前に出て、利害関係者の特定、調整を今行っていると申し上げたいと思います。

出捐金については、例えば、現在公募、応札が終わって、審査を行っている3つの案件

がありますが、こういった案件については一定の考え方をお示ししながらやっています。

1つは、例えば売電収入の0.5%という考え方で出捐金を決めているというケースがあります。これは全国一律に全てこれでやれということを我々は申し上げているわけではありませんが、地域の事情を踏まえながら、それから当然これから出てくる事業者さんは、エリアによって漁業への影響も違うと思いますし、あるいは漁業を再生していくという意味で必要な資金額も変わってきますので、これを一つの事例にしながらかも、そのエリアの漁業共生のためにどんなことを地元で行うのかということ積み上げていただくというのをまずやっていただいて、それと過去の事例を比較しながら一定の水準の中で調整をしていく。そういう考え方で進めております。

○原構成員 ありがとうございます。

1点目に関して、これはいろいろな人がやっていますということではなくて、国がしっかりと前に出ていただきたい。

2点目、出捐金について。これは地域における特殊事情はもちろんあるのだと思いますが、現場で調整をする際に、うちは特殊だ、うちはそれでは足りないと主張しているともっと上がるかもしれないということになると、なかなか調整が進まないと思います。やはり統一的なガイドラインが必要だと思いますので、それをぜひ御検討をお願いします。

○山田参事官 大林委員。

○大林構成員 ありがとうございます。

御説明を聞いていてだんだん分からなくなってきたことが2つございます。

やはり、実証事業をやった後でということでしょうか。さっき原委員からもコメントがありました。2年、3年かかってようやくということだと、2025年がもうすぐそこに来ると思いますので、ぜひ早めにできるもの、私がさっき申し上げた環境影響評価といったものなんかはどんどん前倒しで進めていただきたい。

確かに、いろいろな地域を勝手に選んで、そこで実証をやるとするのはなかなか難しいと思うのですが、であれば事業者に真摯にヒアリングをしていただきたいと思います。事業者にはヒアリングをして、早急に実証の区域も増やしていく、そういった努力が必要だと思います。

2つ目でございます。今の御説明だと、何のために一定の準備段階にある地域というのが公表されているのかが私には分からなくなりました。事業者はいろいろな意味で、一定の準備段階にある地域があり、有望な区域があり、促進区域があるということで、その中で複数の事業者が例えば漁業者に個別にアプローチしていて、先ほどのRWEの資料を見ると、漁業関係者は複数の事業者との調整に戸惑っているとあるのですが、茂木さんのお話だとそういうことはないということをおっしゃっているように感じました。

あと、利益の0.5%という基準をおっしゃったのですが、不透明ですね。何で0.5%なのか。地域によって全く違うはずなのに、そういったパーセンテージを置くのか。さっき申し上げたように、漁獲高とか期間といったことが科学的に評価される軸が必要だと思って

おります。以上です。

○山田参事官 エネ庁から回答があればお願いします。

その後、アセスに関しては環境省からもコメントをお願いします。その後に、RWEに御発言いただきます。

○資源エネルギー庁（茂木部長） まず、早めに進めるということは御指摘のとおりですので、実証期間として2年としていますが、今年1年間やったところで調査手法が確立された分についてはどんどん前倒しでやっていきたいと思っています。

それから、準備区域は何のためにあるのかということですが、これはひとえに予見可能性です。つまり、先ほど申し上げた準備区域を一切示さないということになると、系統が整って、関係事業者が特定されて、協議会が立ち上がるという段階にならないと表に出てこないということになり、先々の姿が見えません。したがって、やる意思があって進もうとしているエリアについては積極的にその情報を出していくべきで、そういう意味の一つです

もう一つは、プッシュ型で送電線の整備をやっていくということとの関係です。こういうパイプラインが今後出てくる可能性が高い、地域も積極的にやっていくぞというのを見ながら、マスタープランの検討なんかにはそれを反映させていただきます。

したがって、例えば北海道の海底直流送電はこういう将来の可能性を見越して事業を組んでいるということになりますので、そういう意味で一定の準備段階にある区域は意味があると思っています。

それから、0.5%は今回の秋田での事例のことですけれども、これは一つの結果としてそのようになっています。ただ、これを今後どうしていくかですが、一定の数字だけで決めているわけではなくて、どうこのお金を使っていくのかという積み上げをお示していくということも大事だよねということは地元にも申し上げていることですし、他方で、その積み上げだけで全部決まるというわけでもないの、そこは一律に一つのもので決めるというよりは、地域事情を加味しながら、過去の事例、それから今申し上げた考え方を参考にしながら調整をしていくというふうに進めていきたいと思っています。

○山田参事官 環境省。

○環境省（西村課長） 環境省でございます。

環境影響評価の関係でございますけれども、小泉大臣からも積極的に検討するよう御指示をいただいているところでございます。

環境省において、来年度の予算要求におきまして、実海域での環境アセスメント、評価のベースとなるデータ収集、実証調査の経費を要求しているものでございます。これらの調査成果を事業者さんや自治体等に公表、提供いたしまして、有効活用いただくことでアセスの迅速化につなげていきたいと思っております。

今後、この調査のやり方については、関係省庁とも連携しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

茂木部長、ありますか。

○資源エネルギー庁（茂木部長） 一言だけ申し上げます。

環境影響評価も、環境影響評価だけで単独でやってもほとんど意味がないので、セントラル方式で指定していく区域に環境省と連携しながらその調査を当て込んでいくことが必要だと思います。ここはしっかりと連携しながら進めていきたいと思っています。

○山田参事官 ありがとうございます。

RWE、お願いします。

○RWE Renewables Japan合同会社（内藤エンジニアリング・マネージャー） RWEの内藤です。

我々RWEのほうから、残りの論点のうちカボタージュ、外国人人材の問題、それから認証の問題、その2点についてコメントさせていただければと思います。

どちらもボトルネックになりかねないポイントだと思っております。そして、洋上風力を欧州並みの低コスト、そして早期に大量導入するためには欠かせないポイントであると考えております。まさに今走りながら制度を整えていくという中で、前例にとらわれない対応が必要だと考えております。

初めに、カボタージュ、外国人人材の問題ですけれども、やはりスピードという上では、特別許可を与えるスキームもとにかくスピードが大事になってくると思っております。特に今、日本での建設の一番初期の段階ですので、品質、安全、両方の面から外国人の人材、外国の機材を導入して、まず日本の技術者であるとか日本の市場を整える。日本が学ぶフェーズを早期に整える必要があると思っております。

外国人人材を船に乗せる場合、日本の船舶を使う場合であっても、例えば外国人人材を乗せた場合に一定期間ごとに外国の港に寄港しなければいけないルールがあるとか、そういったものは早期に改善をして、低コスト、それから技術導入を促進する必要があると考えております。

2点目の認証ですけれども、先ほど専門家会議の先生方が認証機関での認証のフェーズに出席して審査していただくという御発言がありましたけれども、まさに学識経験者のリソースというところがボトルネックになりかねないかなと考えております。

委員会形式で技術を積み上げていくというのは、時間もかかります。その中で、例えば同じアジアの台湾での認証経験を持つ認証機関が日本に入りやすくするためにはどのようにすればいいのか。そのような検討をぜひお願いできればと思います。

私のほうからは以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、海事局、続いて経産省の保安グループから回答をください。その後に系統の話に戻りたいと思います。

○国土交通省（宮武次長） 海事局でございます。

御指摘ありがとうございます。スピード感が重要だという御指摘、まさに私ども共有いたします。

他方で、私どもの政策の観点から申し上げますと、こういう新しい事業に日本の船、日本の船員をぜひ参加させたいという希望もございます。例えば、内航の海運事業者の中には先進的な取組をやりたいというところもあるかと思っておりますので、そういったところをどうにかして発掘したいというのを我々として考えております。もちろんスピードを重視しなければならないという御指摘を踏まえた上で、それをどうしていけばいいのか。例えば私どものほうで海運事業者さんを発掘するようなお手伝いをさせていただくとか、そういったことができるのであれば、そういうニーズがあるのであれば、ぜひやらせていただきたいと思っております。

私どもの政策の柱としまして、日本人船員を育てる、あるいは日本籍船で沿岸輸送を確保するというのが大前提にありながら、一方でこの問題をどうやって解決するかというのはこれから関係者の方々の意見を聞いて前向きに考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○山田参事官 続いて、経産省、お願いします。認証の問題です。

○経済産業省（苗村審議官） 認証の問題について御回答させていただきます。

最初に申し上げたとおり、洋上風力についてはまだまだ初期段階でございます。専門家の知見を専門家委員会の形でしっかり議論しながら先に進めていくことが、中期的に見ると健全な発達につながっていくと考えております。

他方で、おっしゃるとおり、専門家の数が足りないことで審査が滞ってしまうことがないように、裾野をどう広げていくかという観点も踏まえながら、しっかり見ていきたいと思っております。

海外の認証との関係について、日本は台風及び地震、さらに、冬季雷、冬の時期にかなり低い高度で雷が発生する特殊事情があります。国際的な基準に加え、日本特有の気象条件も加味した審査を行っており、海外の規格などをストレートに持ってくるできない部分があると思います。いずれにしても合理的な形で円滑に審査が進むように常に考えていきたいと思っております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

残り5分ですけれども、4番の系統、5番の港湾の重複利用の話がまだ触れられていません。

高橋委員、お願いします。

○高橋構成員 ありがとうございます。

系統の問題です。意見書にも書かせてもらいましたけれども、できるだけシャロー方式の導入をお願いしたいと思っております。

以前から私ども、洋上風力に限らずシャロー方式を提案してまいりました。この問題は、洋上風力についても非常に重要です。一部のエリアでは、かなり長い自営線を発電事業者が手配しなければいけないということも生じていると聞いております。

あと、一括検討プロセスです。先ほど御説明いただきましたけれども、この場合、全額一般負担の対象外となるという理解をしております。この点も確認させていただければと思います。できる限り事業者側の不確実性という意味で負担を減らすシャロー方式の導入を提案したいと思いますが、御意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。
○山田参事官 5番に関しては、どなたか発言はありますか。あれば今お願いします。なければ、経産省の回答に行きたいと思います。よろしいですかね。

では、経産省のほうから回答をお願いします。

○資源エネルギー庁（小川課長） 資源エネルギー庁電力基盤課長の小川です。

今、御指摘いただいた点、シャロー方式への転換をというところですが、まずもってこの費用負担については、料金での国民負担ということで、現状、効率的な設備形成という考え方の下に成り立っておりますので、そういった意味で本件洋上風力との関係で、日本全体の費用負担の考え方について急に変更するという事ではないのかなと考えております。

一方で、洋上風力特有の課題は、既に御指摘いただいているところがあると考えております。例えば御指摘の中にありましたようなハブ変電所の建設によって全体最適が図られる可能性があるという点は認識しております。そういった意味で、現行の考え方に沿った中でどういった対応があるのかということにつきましては、引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。5番の論点についてはまだ議論されておられませんけれども、よろしいですか。

大林さん、よろしいですか。

○大林構成員 お時間がないのですが、系統の件、洋上風力の問題だけではないということとは理解しますが、洋上風力は何もなかったところに新しくつくるので、迅速な対応が必要です・もちろんほかの自然エネルギーについてもシャロー方式というのは考えていくべきかなと思います。

そして、港湾の部分ですけれども、港湾については何らかルールを定めていただくとか、そういったことはございますでしょうか。国交省、お願いいたします。

○山田参事官 港湾局、お願いします。

○国土交通省港湾局 港湾局でございます。御質問ありがとうございます。

貸付けをする岸壁でございますけれども、先行の事業者、その後利用される事業者の方々、いろいろなケースを想定して貸付契約書のひな形を作って契約を結ばせていただいております。

ます。

その際に、特定の利用者が不利にならないようにという形の契約書にしてございますので、またそれで不備があるようでしたら見直しを図ってまいりたいと考えてございます。よろしくお願いたします。

○山田参事官 ありがとうございます。

残り時間わずかになりましたけれども、最後に藤井副大臣のほうから御発言をお願いできればと思います。

副大臣、よろしくお願いたします。

○藤井副大臣 内閣府副大臣の藤井比早之です。ありがとうございます。

洋上風力はこのために法律をつくって推進していこうとしているものですが、促進地域がこういった地域だけなのかというところを見ていましたら、委員から、洋上風力の膨大なポテンシャルという点では、日本全国、ある特定地域だけではなくて、いろいろな地域があるじゃないかという御指摘をいただいたところでございます。まさにその指摘のとおりだと思いますので、協議会の設置とか、漁業や、航路や、地元の関係とか、いろいろ事情があるのはよく分かるのですけれども、やはりスピード感という点では、まだまだ民間の感覚と違って、異なっているのではないかなと感じているところでございまして、しっかり実現していく。法制度をつくるとか、制度をつくる、それだけではなくて、実際に進めていくことが大事だと思いますので、そういう点でぜひスピード感を持って対応していただきたいと思います。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、本日の議論は以上といたします。次回のタスクフォースの日程につきましては、ユーチューブの動画概要欄に記載している規制改革推進室の公式ツイッターにおいて今後の日程を随時告知いたします。

それでは、本日のタスクフォースを終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。